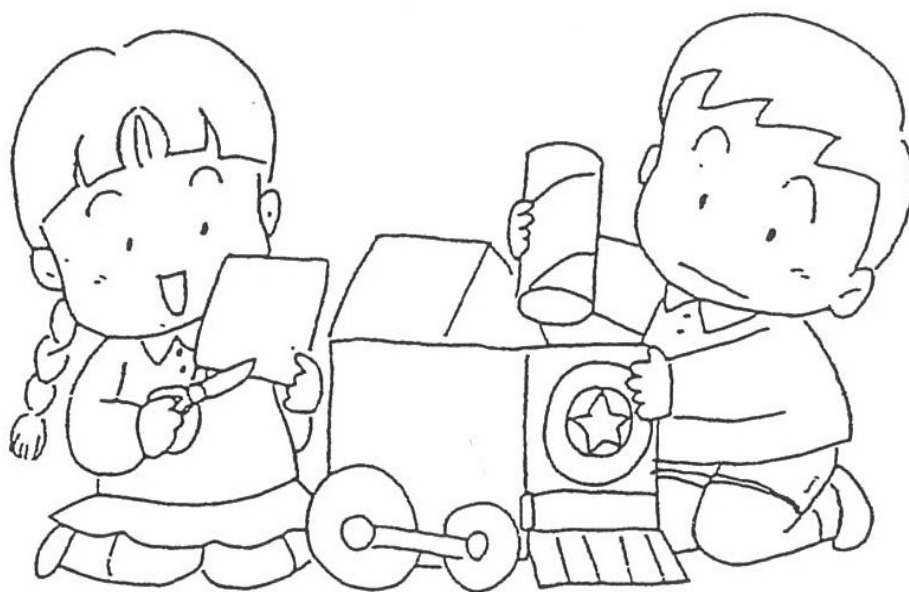


港南台保育センターのしおり

重要事項説明書



(株) 港南台保育センター

横浜市港南区港南台 3-23-8

電話 045-832-9190

目次

頁

3	事業者の運営主体 施設概要
4	施設・設備の概要
5	施設の目的・運営方針 職員体制 保育・教育を提供する日
6	保育・教育を提供する時間 利用料金
7	支払方法 提供する教育・保育の内容
10	給食等について
13	保護者に用意していただくもの
14	登園・降園について
15	保育園と保護者との連携について 健康診断・健康管理について
16	感染症対策について
17	障害児保育・医療的ケアが必要な児童の保育について 嘱託医
18	地域防災拠点・広域避難場所 緊急時における対応 非常災害時の対策
19	賠償責任保険の加入状況 業務の質の評価について 苦情相談窓口
20	個人情報の取り扱いについて
21	連携施設
22	地域の育児支援について 小学校等との連携について 3歳～5歳へピアノについて
23	実費徴収
別紙	非常災害時（風水）における保育所などの対応について

港南台保育センター 重要事項説明書

保育・教育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 事業者の運営主体

事業者の名称	株式会社 港南台保育センター
事業者の所在地	横浜市港南区港南台3丁目23番8号
事業者の電話番号・FAX	TEL045-832-9190・FAX045-831-7736
代表者氏名	吉田 真弓
定款の目的に定めた事業	保育所の運営・保育所の運営に附帯する一切の事業

2 施設の概要

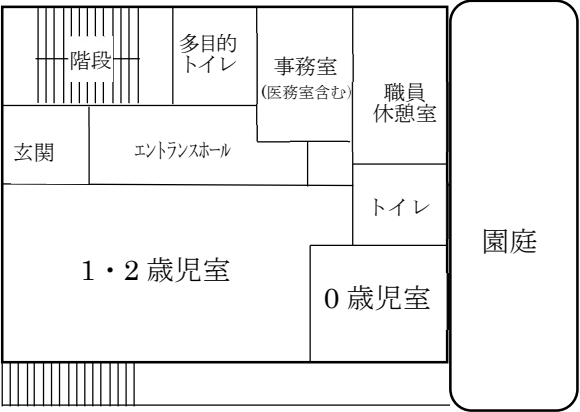
種 別	保育所					
名 称	港南台保育センター					
所 在 地	横浜市港南区港南台3丁目23番8号					
電 話 番 号 ・ F A X	TEL045-832-9190・FAX045-831-7736					
施 設 長 氏 名	吉田 真弓					
開 設 年 月 日	令和4年4月1日					
利用定員（年齢別）	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
	3人	8人	9人	10人	10人	10人
取 扱 う 保 育 事 業	一時保育・子育て支援・延長保育・産休明け保育・障害児保育					
事 業 所 番 号	1410051027274					

3 施設・設備の概要

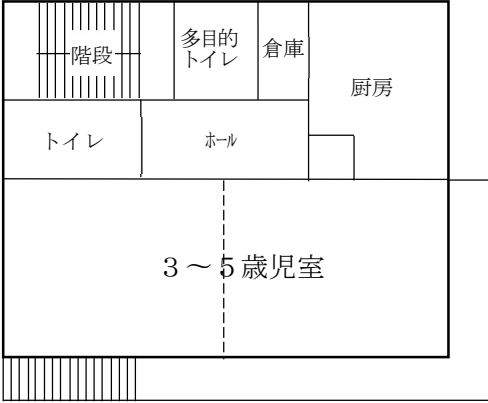
敷 地 面 積		347. 74 m ²	
園 舎	構 造	鉄骨造り 2 階建て	
	延 床 面 積	342. 32 m ²	
施設設備の 数 と 面 積 (※面積は大 まかな数値)	0 歳室(調乳室を含む)	1 室	14 m ²
	1 . 2 歳 室	2 室	59 m ²
	3 ～ 5 歳 室	2 室	76 m ²
	調 理 室	1 室	27 m ²
	乳 児 ト イ レ	1 室	8 m ²
	幼 児 用 ト イ レ	7 個	14 m ²
	医 務 室 兼 事 務 室	1 室	16 m ²
	職 員 休 憩 室	1 室	18 m ²
	多 目 的 ト イ レ	2 か所	12 m ²
設 備 の 種 類		冷暖房・空気清浄機・自園調理・シャワー等	
屋 外 遊 戯 場 (園 庭)		屋外遊戯場 79 m ² (代替場所港南台中央公園)	

園舎平面図

1 階



2 階



4 施設の目的・運営方針

目 的	子どもの尊厳を保育の基礎に置き、子どもの状況や発達過程を踏まえた環境を通して、養護及び教育を一体的に行います。
運 営 方 針	・真に自立した、人を愛し人のために生きられる人間を育てることを保育の目標とします。そのために、子ども一人ひとりの特性を尊重し、子どもが当施設で安心して自ら学ぶ力や育つ力を伸ばせるような環境作りや働きかけを行うことを目指します。 ・当施設を利用する子どもの家庭を支えることを通して、子どもの健やかな発達の支援を目指します。また、そのために諸機関・施設との緊密な連携に努めます。さらに、地域から信頼される誠実な運営を目指します。

5 職員体制

施 設 長	1 人 （資格：保育士）
主 任	1 人 （資格：保育士）
保 育 士	13 人 （資格：保育士）
保 育 士 補 助	2 人 （資格：子育て支援員含む）
栄 養 士	1 人 （資格：栄養士）
調 理 師	1 人 （資格：調理師）
調 理 師 補 助	1 人
そ の 他	7 人(臨床心理士・助産師・教室講師・事務補助)

※職員数は、園児数によって変動することがあります。

6 保育・教育を提供する日

開 所 日	平日及び土曜日
休 所 日	日曜日・祝日・年末年始(12/29～1/3)

7 保育・教育を提供する時間

1 開所時間

月曜日 から 金曜日	午前 7 時 00 分から午後 7 時 30 分まで
土曜日	午前 7 時 30 分から午後 6 時 30 分まで

2 保育標準時間認定に関する保育時間（11 時間）

月曜日から金曜日の保育時間(11 時間)	午前 7 時 30 分から午後 6 時 30 分まで
土曜日の保育時間（11 時間）	午前 7 時 30 分から午後 6 時 30 分まで
延長保育時間	朝：午前 7 時 00 分から午前 7 時 30 分まで 夕：午後 6 時 30 分から午後 7 時 30 分まで

3 保育短時間認定に関する保育時間（8 時間）

月曜日から金曜日の保育時間（8 時間）	午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで
延長保育時間	朝：午前 7 時 00 分から午前 9 時 00 分まで 夕：午後 5 時 00 分から午後 7 時 30 分まで
土曜日の保育時間（8 時間）	午前 8 時 00 分から午後 4 時 00 分まで
延長保育時間	朝：午前 7 時 30 分から午前 8 時 00 分まで 夕：午後 4 時 00 分から午後 6 時 30 分まで

※実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間、その他保育を必要とする時間帯となります。（個別に確認させていただきます。）

※退園する際は、居住する市町村に届出をすると同時に保育所へもお知らせください。

8 利用料金

利用料（利用者負担）	保護者が居住する市町村が定める利用料 ※幼児教育・保育の無償化に伴い、下記のとおり無償 2号認定：全ての児童を対象に無償 3号認定：市民税非課税世帯を対象に無償
延長保育料	30 分あたり 1,700 円/月(月 11 日以上)
	30 分あたり 850 円/月(月 10 日以内)
夕食・補食代	夕食 300 円・補食 100 円(延長保育申込者の内希望者)

※開所時間外は、原則利用できません。やむを得ず利用された場合は、30 分毎 2,500 円(人件費等実費相当分)をお支払いいただきます。

※一定の条件の世帯においては、減免制度があります。

9 支払方法

延長保育料、食材費、駐車場代は、4・7・10・1月に指定口座からのお振替か、前月25日までに保育料袋にて現金でお支払いいただきます。
夕食・補食代は、利用の都度お支払いいただきます。

10 提供する教育・保育の内容

児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針及び全体的な計画に沿って、乳幼児の発達に必要な保育・教育を提供します。

<毎日の保育・教育の流れ>

時間	乳児	幼児
7:00 7:30	開園 順次登園 健康観察 自由遊び 保育標準時間（11時間）開始	開園 順次登園 健康観察 自由遊び 保育標準時間（11時間）開始
9:00 9:15	保育短時間（8時間）開始 体操 朝のつどい おやつ 教育基礎	保育短時間（8時間）開始 体操 朝のつどい おやつ 教育基礎
10:00	外遊び（雨天時は室内で粗大遊び）	外遊び（雨天時は室内で粗大遊び）
11:00	食事・歯磨き （個人により前後します）	食事・歯磨き
12:00	お昼寝（年齢によって前後します）	お昼寝（年齢によって前後します）
14:00 14:20 15:00	目覚め 教育基礎 おやつ	目覚め 教育基礎 おやつ
15:30	掃除・教室活動	掃除・教室活動（年齢によって前後します）
16:00 17:00 18:30 19:30	コーナー遊び 帰りのつどい 保育短時間終了 自由あそび 保育標準時間終了 閉園	コーナー遊び 帰りのつどい 保育短時間終了 自由あそび 保育標準時間終了 閉園

※外あそびは港南台中央公園、港南台北公園、四反田公園、四ッ切公園などに行きます。

〈特徴〉

- 1 知的発達と身体的発達には、毎日継続した取り組みが大切です。

「教育基礎及び体育」：教育基礎(言語、数、自然、音楽、制作)及び体育は、保育センター作成の保育資料集をもとに、年齢により到達度を変え、発達を刺激し、成熟を促すことを目標に行っています。毎日決められた時間に行うことが大切だと考えています。

- 2 獲得した様々な知識は、子どもの実生活で生かすことが大切です。

「教育基礎総合」：毎日の教育基礎の総合として、保育センターでは様々な活動(緑陰、特別保育、運動会、栄養指導等)を実施しています。緑陰や特別保育は、ぶどう組以上が対象です。毎回、大きなテーマを決め、それに沿った活動を数日かけて行います。例えば、緑陰生活の「カレー作り」では、実際に買い物に行き材料を購入し、野菜を切って調理することを通して、お金や物の流通、野菜(植物)の成長、雨や太陽の役割、火の役割や身体に良い食べ物、季節や天候、気温の変化、道具(包丁等)について等、様々なことを総合的に学びます。毎日、保育室の中で行っている教育基礎を、子どもたちが実際の活動を通して学ぶことができるよう配慮しています。

- 3 外遊びは、子どもの身体的発達にも、自然と触れ合うためにも大切です。

「外遊び及び野外活動」：港南台北公園、港南台中央公園及び、近隣の公園(砂場や遊具のある公園)へ出かけ、体育と遊びを兼ね合わせた形で楽しく行います。また、お弁当を外に持参し、十分に身体を動かす「野外活動の日」を設けています。「野外活動の日」には、子どもの体力向上と同時に野外で楽しめるよう配慮しています。

- 4 楽譜を読み、合奏や合唱、リトミックを楽しむことが自然に身につきます。

「音楽教室」：早い時期から子どもが音楽に親しむことができるよう、こひつじ組(2歳児)以上の子どもを対象に、保育室以外でも音楽に触れる機会を持っています。毎週火曜日に音楽を専門に学んだ講師2名(ピアノ科、声楽科)を迎えて、カリキュラムに基づいた音楽教室を実施しています。クリスマス会等の行事の折には、この教室で学んだことを、保護者の方々に発表しています。

- 5 英語での挨拶ややり取りを、楽しみながら身につけることができます。

「英語教室」：早い時期から英語に慣れ親しむことにより、子どもが同じ人間として、外国の人とも自然に付き合うことができるようにと願い、ルツ組(1歳児)以上の子どもを対象に、カリキュラムに基づいた英語教室を隔週木曜日に実施しています。

- 6 物をしっかり観察し、それを楽しく表現する力が身につきます。

「美術教室」：観察力を養い、表現する楽しさを体験できるよう、はと組(3歳児)以上の子どもを対象に、美術を専門に学んだ講師を迎えて、カリキュラムに基づいた美術教室を隔週金曜日に実施しています。

7 保育センターの子どもたちは、一人で座って読書をするのが大好きです。

「読み聞かせ」：保育センターでは、毎日、「読み聞かせの時間」を作り、物語の読み聞かせを行っています。これは、サムエル組からオリーブ組まで、全クラスで行います。子どもが言葉を獲得していくためには、読み聞かせは欠くことのできないものであると考えています。

「読み聞かされる物語を聞く」という経験は、5 歳児における文字の読み書きの知識や、小学校における文字の読み書きの能力、話し言葉の能力、読書力等に大きな影響を与えるとされています。実際保育センターの子どもたちは、オリーブ組になると、一人で座って読書を楽しむことができるようになっていきます。

<全体的な計画>

ク ラ ス	年齢別保育・教育目標
0 歳 児	温かい雰囲気の中で、自分の欲求が満たされる体験を積み重ねることを通して、保育者への信頼感を形成し、心地よく安心して過ごします。
1 歳 児	信頼できる保育者との関係を基に、さまざまな保育者や友だちと関わることを楽しみます。また自発性の発揮を促す環境で、あそびを自由に選択し、楽しみます。
2 歳 児	自分の意志や欲求の表出が尊重される体験を通して、自分に自信を持ち、あそびや友だちと関わり、基本的な生活習慣の自立に向けた練習に意欲的に取り組みます。
3 歳 児	自分の好きなあそびを夢中で行える環境の下、友だちと関わることで、友だちの存在が大きくなり、友だちと遊ぶことを楽しみます。また、基本的な生活習慣の自立を喜びます。
4 歳 児	友だちと意見を交換し、一緒に行動することができるような環境の下、友だちとの葛藤を経験しながらも、友だちとの関係を深めていきます。自己主張することと、他者の思いを受け入れることを学びます。
5 歳 児	先のことに見通しを持ち、同じ目的に向かって友だちと協力し合うことを学びます。また、自分の持つ知的・運動能力を使い、友だちと共に、豊かなごっこあそびや複雑なルールのあるあそびを楽しみます。

※年間行事の詳しい日程は、「年間行事予定表」をご覧ください。

＜クラス編成＞

年 齢	クラス名
0 歳 児	サムエル
1 歳 児	ルツ
2 歳 児	こひつじ
3 歳 児	はと
4 歳 児	ぶどう
5 歳 児	オリーブ

※ぶどう組、オリーブ組は同じ保育室になります。

11 給食等について

	提供内容				保育園での摂取割合 (一日の摂取カロリー)
	おやつ	給食		おやつ	
		主食	副食		
0 歳児	個人の段階に応じて				(950kcal) 50%
1 歳児	○	○	○	○	
2 歳児	○	○	○	○	
3 歳児	○	○	○	○	(1300kcal) 40%
4 歳児	○	○	○	○	
5 歳児	○	○	○	○	

<給食の提供にあたって>

1 食事について

良い食材で作る食事と手作りのおやつが、健康な身体を作ります。離乳食は4ヶ月目から準備期間に入り、個人に合わせた離乳完了時にはいろいろな物がおいしく食べられるよう、一人ひとりに無理がないように保護者の方と相談しながら計画的に進めていきます。保育センターでは栄養士による手作りの食事を出しますが、麺類、パン(手作りの焼きたて)等を含めた幅広いメニュー作りを目指しています。お子様の健康を考え米は契約農家から七分づきの低農薬米を、野菜は産直の低農薬や無農薬のものを取り寄せています。毎日の献立は、野菜や海藻、豆類を多く使い、動物性たんぱく質に偏らないようにしています。又、薄味と添加物の摂取を最小限にすることを心がけ、ハム、ソーセージや練り製品等の加工品は使用しないことにしています。更に、特別な日を設定し、手の込んだお楽しみランチを実施したり、お子様のリクエストに応えたメニューを作ったりして、楽しんでもらっています。また、栄養指導や調理実習、旬の食材の紹介などを行っています。はと組(3歳児)以上のお子様には、ケーキやクッキー、ゼリーなど、手作りおやつが出ます。

2 台所からのお願い

- ・ご欠席や食事変更の場合は、8:30までにご連絡ください。また、登園が12:00を過ぎる際は、昼食の保存時間を過ぎてしまうため、昼食を済ませてから登園してください。
- ・土曜保育のお申し込みは、食事の準備の都合上、早めにご連絡ください。
- ・夕食・補食につきましては、当日の朝までにご連絡ください。夕食は1食300円、補食は1食100円をその都度お支払いいただきます。
- ・歯ブラシはキリ等、先の尖ったものを火で熱して名前を彫り、その上から油性マジックでなぞっていただくのが最適かと思います。歯ブラシは使用ごとに消毒しておりますのですぐに取り替えてしまうシールはご遠慮ください。
- ・連絡帳の食事の記入は、休日も含め毎日お願いします。
- ・お菓子の持ち込みや、口の中に食べ物を入れての登園はなさらないようお願いします。
- ・センターでは、安全な食材を食べやすく調理し、全量摂取することが成長に必要であると考えています。しかし、食べやすくするために咀嚼を十分せずに飲み込んでしまうお子様も見られます。十分咀嚼することにより、あごや脳を発達させると言われる噛みごたえのある料理が、年齢によっては足りないと感じています。ご家庭で、大きく切った物や固い物などを食べる機会を増やし、事故のないよう十分注意しながらあげていただきたいと思います。
- ・たんぱく質の摂取に関しましては、日頃お忙しい保護者の方に代わり、保育センターではできるだけ、手間のかかる豆や乾物、また、調理の必要な食材を優先的に使用することになっています。

・0-157などの食中毒予防のため、生の食材を提供することができません。
そのため、センターの食事には、体に必要な酵素が不足していると感じています。ご家庭では、生野菜や生の果物、発酵食品などを努めて取り入れてください。なお、生の野菜や果物は体を冷やす働きもありますので、冬は控えめがいいと言われています。

<アレルギー対応について>

当園は、横浜市が策定する「保育所における食物アレルギー対応マニュアル」に則り、アレルギー対応マニュアルを策定し、それに基づき、適切な対応に努めています。

・アレルギー対応

アトピーなどで食事制限のある場合は、医師の指示に従い除去食の提供をしています。除去食提供には、アレルギー疾患生活管理指導表、食物アレルギー対応表の提出が必要になります。

12 保護者の方に用意していただくもの

1 入園時

- ・ 申込用紙（児童票）
※入園時の申込用紙（児童票）に変更がある場合（転居・転職等）は、その都度お知らせください。
- ・ 保険証の写し（裏面に電話番号の記載をお願いします。）
- ・ 乳児医療証の写し
※保険証・乳児医療証は、新しく交付された場合は写しをご提出ください。
- ・ 入園前月の健康診断結果の写し（母子手帳の写しでも可）
- ・ 児童健康台帳
- ・ 口座振替金額確認書（対象の方のみ）
- ・ 土曜保育申込書（対象の方のみ）
- ・ 帽子申込書
- ・ 体操服申込書（対象の方のみ）
- ・ 布団申込書（必要な方のみ）
- ・ 敷布団 70 cm×130 cm 1 枚
- ・ 敷布団カバー 袋状 75cm×135cm を 2 枚
（別紙申込書にご記入の上、料金を添えてお申し込みください）
- ・ 大判バスタオルまたはタオルケットを 2 枚
- ・ 各クラスでご用意いただく物（別紙参照）
※以上については入園時に詳しくご説明します。

2 毎日持参

- ・ 連絡帳（詳細は別紙参照）
※各クラスによって異なります（別紙参照）
- ・ ベビーマグ（サムエル・ルツ）
- ・ ストロータイプ・紐付きの水筒（こひつじ・はと・ぶどう・オリーブ）

3 服装・靴について

- ・ 洋服、靴などはお子様のサイズに合った、動きの妨げにならないものをご用意ください。ルツ組（2 歳）より、着替えを自分でするようにしています。ホックのあるロンパースや子どもの力では難しいボタンやデザインなどは避けて、スムーズに着脱できるものを選んであげてください。

13 登園・降園について

1 登園、降園にあたっては、次の点に留意してください。

- ・ 欠席や、食事の変更等をご希望の際は、8:30 までに連絡をお願いします。
また、登園、降園の時間が通常と異なる場合も連絡をお願いします。
- ・ お菓子の持ち込みや、口の中に食べ物を入れての登園はなさないようお願いします。
- ・ 登園が 12:00 を過ぎる際は、昼食の保存時間を過ぎてしまうため、昼食を済ませてから登園してください。

2 送迎について

- ・ 送迎される際に保護者用の名札を着用ください。
- ・ 園舎へ入る際は向かって右側の門からお入りください。玄関脇のインターホンから、中の職員をお呼びください。
- ・ 送迎は、原則として保護者または保育園に届け出ている方をお願いします。
その他の方が送迎される場合は、あらかじめ保護者の方からお知らせください。
- ・ 帰りのお支度を済ませたら、速やかに降園してください。
- ・ 歩行者の妨げになるような自転車の停め方、園舎前で遊ばせたり、話し声などは、近隣の方のご迷惑になりますので、送迎は速やかをお願いします。
- ・ 車で送迎される方は、必ず園の駐車場もしくは近隣のパーキングに駐車してから園舎にお入りください。
- ・ 近隣のご迷惑にもなりますので、路上駐車は絶対にしないでください。
- ・ 子どもだけを車内に残すことは危険ですので、おやめください。
- ・ 駐車中は必ず車のエンジンを切ってください。
- ・ 園の駐車場は“送迎時のみ”短時間の利用に限らせていただきます。
- ・ 園の行事などの際は、皆様の公平の為、駐車場を閉鎖させていただくことがありますので、ご了承ください。

※保護者の方の送迎用の駐車場は、全員が利用するものでないことから、利用する児童の保護者の方からその実費を徴収することになります。

14 保育園と保護者の方との連携について

- ・保育は保護者の方とともにお子様を育てる営みであり、お子様の 24 時間の生活を視野に入れ、保護者の方の気持ちに寄り添いながらご家庭との連携を密にして保育を行います。何かご心配なことや疑問、お気づきの点などがありましたら、いつでも職員にお申し付けください。
- ・連絡帳や送迎時での情報交換
- ・クラスだより
- ・行事
- ・個人面談 など

15 健康診断、健康管理について

1 健康診断

学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）に規定する健康診断に準じて実施しています。

原則、全園児を下記の回数で実施します。ただしお子様の様子に応じて対応を検討することがあります。

園児健康診断	2 回/年
歯科健診	2 回/年
視聴覚健診	1 回/年(3 歳児)
尿検査	1 回/年(3 歳児以上)

2 健康管理、病気のときの対応

- ・毎朝検温してください。お子様が通常の状態と違うような場合(例…発疹、不機嫌、傷、排便等)は、連絡帳に詳しくご記入ください。
次のような場合には、お預かりしかねますのでご了承ください。
 - ・朝から発熱がある場合。(一般社団法人日本臨床救急医学会及び一般社団法人日本救急医学会は、発熱の定義を『体温が平熱よりも 1～1.5℃高い状態』としています。)
 - ・伝染疾患（水痘、おたふく風邪等）の疑いがある場合。
- ・保育時間中に異常が認められた場合には連絡させていただきます。また、必要に応じてお迎えに来ていただくこともあります。緊急を要する場合は職員の判断により医師の診断を受けることもあります。その場合の治療費は実費をいただきます。
- ・爪が伸びていないか、髪の毛が目に入っていないかを確認してあげてください。特に子どもの爪は、とても鋭利で危険です。切った後は必ずやすりをかけ、切り口が滑らかになっているかを確認してあげてください。
- ・髪の毛を結ぶゴムは飾りが付いていると大変危険ですので何も付かないゴムでしっかり結んであげてください。紛失する場合がありますので、ご了承ください。

- ・薬の投与は横浜市と横浜市医師会の方針に従い原則として保育所での投薬はできません。

〈例外的にお預かりできる薬〉

以下の薬については「主治医意見書」と「投薬依頼書」をご提出していただきます。

- ・時間投与の必要な薬
- ・食事関連性の強い薬
- ・抗けいれん薬
- ・食物アレルギーの症状発現時の頓服薬（抗ヒスタミン剤等）

〈塗り薬について〉

日焼け止め、虫よけなどはご自宅から塗って登園してください。

また、虫さされの薬（ムヒベビー）、おむつかぶれの薬（ポリベビー）は、基礎疾患の管理治療上、必要だと園が判断した場合、園の判断で塗布させていただきます。園での塗布が不要という方はお知らせください。

16 感染症対策について

感染症又は食中毒が発生、またはまん延しないように、国の「保育所における感染症対策ガイドライン」及び横浜市園医の手引きに則り、感染症及び食中毒の予防のための衛生管理を、適切に実施します。

- ・感染症の登園停止と登園基準について

文部科学省学校保健法により、感染性疾患罹患場合は登園を停止しなければならないことが定められています。感染性疾患の種類によって、罹患後の登園には「登園許可書（医師記入用）」または、「登園届（保護者記入）」が必要です。

- ・保育所での感染予防策

職員：手洗いうがい、排便状態により処理時の手袋着用、清掃消毒の徹底、健康チェック、感染症研修の受講、掲示などにより注意喚起

園児：手洗いうがい、衣服の調節、バランスのとれた給食提供、生活リズムの調整、健康観察など

感染症が発生した場合には掲示にて状況を開示します。（玄関ホワイトボードをご確認ください）

- ・嘔吐、下痢による衣服の処理は、保健センターの指導により、保育所では、吐しゃ物、排泄物が付着した衣服の水洗いはできません。汚れた衣服はそのままビニール袋に入れて密封した状態でお返しします。ご家庭でも密封したまま処分されることをおすすめします。（洗濯される場合は、感染には十分にお気を付けください。）
- ・集団生活のため、他の園児の衣服等にも吐しゃ物が飛散してしまうことがあります。この場合も、上記と同じ対応をとらせていただきますのでご了承ください。

ださい。

17 障害児保育、医療的ケアが必要な児童の保育について

- ・保護者の方と面談を定期的に行い、情報交換すると共に日頃からも連絡帳や口頭などでのやりとりで信頼関係を築いていきます。また、関係機関と連携をとりながら多角的に支援していきます。
- ・指導計画や個人指導計画を作成し、園全体で共通理解を持ってお子様の状態を把握できるようにします。

18 嘱託医

以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

医 療 機 関 の 名 称	まりこどもクリニック港南台
医 院 長 名	岩本 眞理
所 在 地	横浜市港南区港南台 3 丁目 3-1
電 話 番 号	045-835-0701

嘱託歯科医

医 療 機 関 の 名 称	みなと歯科
医 院 長 名	工藤 仁
所 在 地	横浜市港南区港南台 3 丁目 1-2 イオン港南台ビル 4 階
電 話 番 号	045-832-5481

嘱託整形外科医

医 療 機 関 の 名 称	中島整形外科
医 院 長 名	中島 啓雅
所 在 地	横浜市港南区港南台 4 丁目 7-12
電 話 番 号	045-832-4184

嘱託皮膚科医

医 療 機 関 の 名 称	ひまわり皮膚科
医 院 長 名	小林 裕子

所 在 地	横浜市港南区港南台 4 丁目 1-1 テスコビル 2F
電 話 番 号	045-833-8488

19 地域防災拠点、広域避難場所

保育園近隣の地域防災拠点、広域避難場所は次のとおりです。

地 域 防 災 拠 点	小坪小学校
広 域 避 難 場 所	港南台団地

※地域防災拠点・広域避難場所は、上記の通りですが、乳児を連れての野外避難は、困難で、危険を伴う可能性があるため、できるだけ園から動かない方針をとっています。保育所には、備蓄があります。

20 緊急時における対応

保育時間中に、お子様の健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先(連絡帳裏表紙に記入)に連絡します。また、嘱託医や助産師に相談する等の措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育所が責任を持って、対応を行いますので、あらかじめご了承ください。

<近隣の緊急連絡先>

警 察 署	港南警察署	045-842-0110
消 防 署	港南消防署	045-844-0119
	港南消防署港南台消防出張所	045-834-0119

21 非常災害時の対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。

非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月 1 回避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施しています。また、災害時用品の整備に努めています。

防 火 管 理 者	吉田 真弓
消 防 計 画 届 出 年 月 日	令和 4 年 7 月 8 日
避 難 訓 練	地震、火災、不審者、広域避難場所、地域防災拠点への避難 (年 12 回)
防 災 設 備	消火器、誘導灯、非常灯、火災報知器

※非常災害時(風水害)の休園等の対応について(別紙参照)

22 賠償責任保険の加入状況)

以下の保険に加入しています。

保 険 の 種 類	賠償責任保険
保 険 の 内 容	保育中の事故・園給食の事故（特約飲水・漏水）
保 険 金 額	身体:200,000（千円） 事故：1,000,000（千円）

23 業務の質の評価について

保 育 所 の 自 己 評 価	実施方法：保育士等の自己評価に基づき、全員で話し合い年1回、自己評価を実施 公表方法：園内掲示
外 部 評 価	実施方法：横浜市福祉サービス第三者評価を受診 公表方法：5年に1回 公表先：横浜市ホームページ

24 苦情相談窓口

相 談 ・ 苦 情 受 付 担 当 者	氏名 こばやし ひろこ 小林 広子 電話番号 045-832-9190(港南台保育センター)	
相 談 ・ 苦 情 解 決 責 任 者	氏名 よしだ まゆみ 吉田 真弓 電話番号 045-832-9190(港南台保育センター)	
第 三 者 委 員	わたなべ あきのり 渡辺 昭典	弁護士
		連絡先：03-6550-8125 (奥・片山・佐藤法律事務所)
	うちやま かよこ 内山 賀世子	臨床心理士
		連絡先：045-832-9190

※受付方法：面接、電話などの方法により、相談・苦情を受け付けています。

※玄関にご意見箱を設置しています。

25 個人情報の取り扱いについて

株式会社港南台保育センター(以下、「当園」と呼ぶ)では、園児及び保護者・家庭に関する個人情報の取り扱いについて『個人情報の保護に関する法律』(以下、『個人情報保護法』と呼ぶ)及び関連法令等を遵守し、以下の方針に基づいて個人情報の保護に努めます。

1 基本理念

当園では、『個人情報保護法』第3条において「個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものである」とされていることを踏まえて、個人情報を取り扱う全ての者が、個人情報の性格と重要性を十分認識し、その適正な取り扱いを図ります。

2 個人情報の利用目的

当園では、保護者より口頭もしくは文書により提供を受けて得た個人情報、また日々の保育業務を通して得た個人情報を、『児童福祉法』及び厚生労働省編『保育所保育指針』が示している保育所保育の円滑な実施以外の目的で使用することはありません。監督官庁への各種届出、法律に定めるところの必要書類作成、各種応募等、情報主体の利益享受及び権利の行使に必要と認められる場合は、正当な目的に限り使用します。利用目的は

- ・ 園児入園に関する業務
- ・ 保護者との連絡に関する業務
- ・ 園児の保育に関する業務
- ・ 園児の記録管理に関する業務
- ・ 園児の健康状態に関する業務
- ・ 卒園児の確認に関する業務

3 収集する個人情報の種類

当園では、園児を保育するにあたり、児童票・児童健康台帳等、必要最低限の情報は収集させていただきます。

4 個人情報の第三者提供の制限

法令などで定める場合を除き取得した個人情報を本人の同意を予め得ることなく第三者に提供しません。

〈法に基づく場合〉

- ・ 人の生命、身体又は財産の保護の為に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難な場合
- ・ 公衆衛生の向上又は園児の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難な場合
- ・ 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

又、翌年小学校に入学する年長児に関する個人情報は、『保育所児童保育要録』に記載し、就学先の小学校へ提出します。

5 個人情報の管理方法

港南台保育センターが、個人情報を管理するにあたっては、個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えいを防止するため安全対策を実施し厳重に管理していきます。

6 個人情報の開示・訂正・削除

当園は、保護者がその子ども、その家庭および自身の個人情報(個人データ)の開示・訂正・利用停止・消去を求める権利を有していることを十分に認識し、これらの要求がある場合には、法令に従って速やかに対応します。また、開示には、本人(保護者)確認をさせていただきます。

7 個人情報非開示の範囲

当園の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合は、非開示とします。

8 個人情報の使用

当園は、個人情報の使用に際して、使用されている方の安全に留意するとともに、情報主体の方の意見を尊重し、個人情報を適切に取り扱います。その上で、園児の園生活において必要に応じ使用します。

- ・園生活において園児が必要とする箇所(靴箱・ロッカー等)や個人で使用する物品(連絡帳・帽子等)には名前を記載します。
 - ・園内の壁装飾として、当番表・誕生日表・園児作品には名前を記載します。
- 園児名簿・日誌・指導計画・児童票などに記載しますが、保育上必要な目的以外には使用しません。

26 連携施設

連携施設設定の目的は、小規模である「地域型保育事業(0～2歳児対象かつ定員19名以下)」に通う園児への3歳児以降の卒園後の進級先の確保や、施設への保育内容の支援です。近隣の地域型保育事業施設からの、要請に応える形で、連携先として地域型保育事業施設を支援していきます。

連 携 施 設 の 種 類	小規模保育事業
名 称	港南台きらきら保育園
所 在 地	横浜市港南区港南台3丁目17番15号寿屋ビル1階
連 携 協 力 の 概 要	屋外遊び場の開放、交流保育、 保育に関する助言、卒園後の受入

27 地域の育児支援について

子育て支援を行う施設である自覚を持ち、子どもを深く理解する視点を伝えたり、交流などで示したりしていくようにします。

- ・地域子育てイベント等への参加
- ・育児相談
- ・絵本の貸し出し
- ・交流保育
- ・育児講座 など

28 小学校等との連携について

- ・入所しているお子様の資料等（要録）を小学校へ送付します。
- ・幼保小教育交流事業の活動に参加しています。

29 3歳児～5歳児へ ピアノについて

ピアノのレッスンがある水曜日に順番にピアノに触れる時間を設けております。

1人10分程度で個人レッスンの形で行います。

- ・ピアノ個人レッスン(希望制)

月曜日 講師：神谷和泉

水曜日 講師：尾崎満喜

1回25分 3回/月 月謝5,000円 入会金5,000円

日程はピアノ年間カレンダーに基づく

※希望する方はお申し付けください。

※体験レッスンも受け付けています。(1,000円)

30 写真の掲示・販売について

園での様子を撮影し、掲示や販売を行ないます。撮影を希望されない方は職員にお申し付けください。販売方法については別途ご案内します。その他ご要望等がありましたら職員へお申し付けください。

実費徴収について

対象児童	0～2 歳児
------	--------

項目	内容・金額
連絡帳	190 円
帽子	990 円

【希望者のみ実費徴収する項目】

項目	内容・金額
布団	5,280 円
布団カバー	2,090 円

※価格変動や増税により料金が変更になる場合があります。

実費徴収について

対象児童	3 ～ 5 歳児
------	----------

項目	内容・金額
帽子	990 円
体操服上下セット	4,590 円
食材費	月額 5,000 円 [主食代 1,000 円 副食代 4,000 円]
遠足代	1,000 円程度

【希望者のみ実費徴収する項目】

項目	内容・金額
布団	5,280 円
布団カバー	2,090 円

※価格変動や増税により料金に変更になる場合があります。

当園における教育・保育の提供にあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

保育園名 : 港南台保育センター

所在地 : 横浜市港南区港南台 3-23-8

説明者職名 : 施設長 氏名 吉田 真弓

私は、書面に基づいて港南台保育センターの利用にあたっての重要事項説明書を確認し、同意しました。

年 月 日

保護者住所 :

児童氏名 :

保護者氏名 :

印 (署名でも可)

児童から見た続柄 :